

公園区計画作成に関する先行着手地区の進捗報告及び令和8～9年度実施地区の募集について

1 はじめに

令和 7 年度より実施している公園区計画作成に関する先行着手地区について、現時点での進捗状況を報告いたします。また、先行着手地区については概ね令和 8 年度中に公園区計画の作成が完了する見込みですので、令和 8～9 年度実施地区を募集いたします。

2 公園区計画作成に関する先行着手地区の進捗報告

別紙 1「各公園区における公園区計画作成の進め方」別紙 2「各公園 WS のニュースレター」別紙 3「長尾公園区（概要版）の案」を参照して下さい。

3-1 令和8～9年度実施地区の募集について

公園区計画は、市、まちづくり協議会、地域住民、公園利用者等が協力して作成する計画です。令和 8～9 年度において、地域の多様な主体とともに計画づくりに主体的に取り組んでいただける地区を募集します。

そのため、計画づくりの過程や計画案の地域への共有、意見確認などに積極的に取り組んでいただける地区を対象とします。

令和 8～9 年度に公園区計画を作成する地区については上限を 5 地区として募集いたします。ただし、令和 7 年 3 月の先行着手地区に応募し抽選で外れた 3 地区については、今回応募いただければ優先的に作成できることとします。

【令和 8～9 年度実施地区の募集概要】

対象地区：先行着手地区（長尾、宝塚、中山台）を除く全地区

募集地区数：上限 5 地区

応募方法：応募（挙手）の有無について別紙のアンケート調査用紙で回答をお願いします。

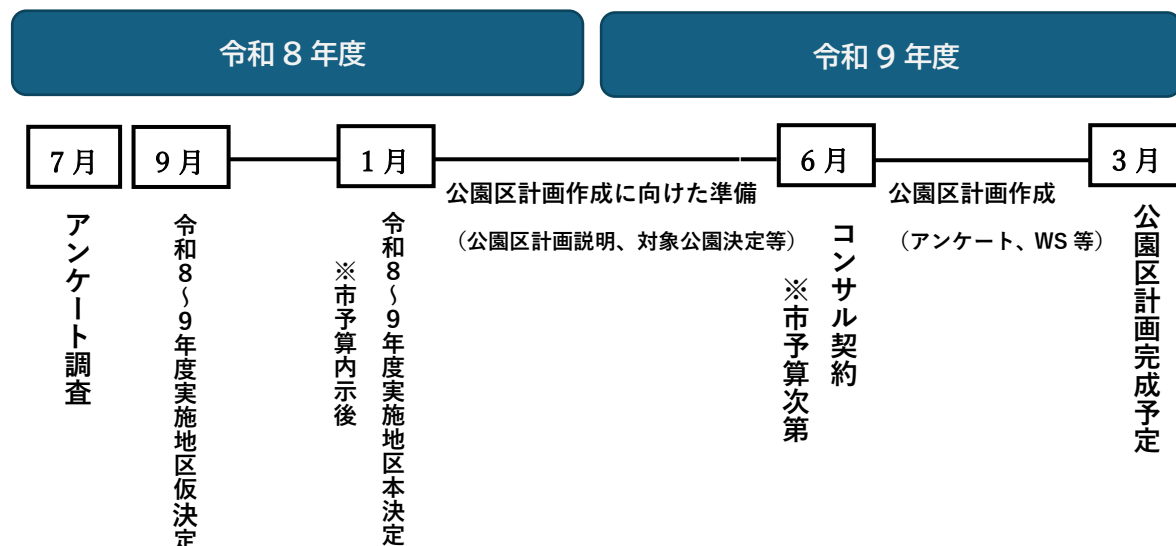
決定方法：・応募（挙手）された地区に番号札を引いていただき、番号順に 5 地区を上限として仮決定

・前回の抽選で外れた地区（安倉、西山、逆瀬台）については、当該地区内で抽選をして優先的に番号を決定します。

・令和 8～9 年度の実施地区及び実施地区数は、予算の内示状況を踏まえて決定します。

- ・今回応募いただいたものの実施地区とならなかった場合は、次回の公園区計画作成地区の募集において優先的に取り扱います。

3-2 今後のスケジュール(予定)



3-3 応募(挙手)にあたっての留意事項(お願い)

- (1) 国の交付金制度を活用するなど予算確保には努めていますが、現時点で令和 8～9 年度の公園区計画策定に関する実行予算は確定していません。予算の内示状況に併せて、実施地区数を決定します。※上限 5 地区

<例> 前回の抽選で外れた地区（安倉、西山、逆瀬台）＋その他の地区 3 地区応募
 「①～③の番号札を引く」 「④～⑥の番号札を引く」
 「予算の内示状況的に 4 地区の公園区計画作成に決定」
 「①～④の地区において令和 8～9 年度に公園区計画策定を実施」
 「⑤及び⑥の地区は次回以降に公園区計画策定を実施する際に優先的に決定」

- (2) 現時点で公園区計画策定後の実行予算は確定していません。計画策定後に必要な予算の確保を図ることとなりますので、今後も国の交付金制度等を活用しながら、予算確保に努めます。
- (3) 公園区計画は、市、まちづくり協議会、地域住民、公園利用者等が協力して作成する計画です。計画策定過程の公開や、多様な主体の参加・意見把握に努めるとともに、計画案の地域内での共有や意見確認を行い、計画案の取りまとめに向けた調整をお願いします。
- (4) 公園区計画の作成に係る協議の場に、市職員も参加します。
- (5) 公園区計画の作成は、令和 9 年度中を目途にお願いします。

4 公園区計画作成に係る市の関わりについて(案)

市では、令和 8～9 年度以降公園区計画を作成いただける地区において、公園区計画の作成に係る協議の場に市職員も参加するほか、下表のような関わり方を想定しています。

※具体的な市の関わりについては、実施地区の方々と協議して決めていきたいと考えています。

公園区計画を作成する地区に対する市の関わり（案）

計画作成会議（ワークショップ等）の開催	コンサルタント派遣（議事整理、計画に係るアドバイス、データ分析、資料作成など）※
	有識者派遣（計画に係るアドバイスなど）※
	会場の段取り（一時保育や手話通訳を含む）
	参加者募集など広報
	資料作成にかかる各種データの提供
計画作成に係る広報への協力	市の HP、SNS、庁内掲示、市の広報板、広報誌
	市の各種公共施設での配架（公民館、図書館等）
	保育所・幼稚園での配布
	小中学校での案内
計画作成に係る助言・質問	コンサルタント派遣 ※
	有識者意見照会 ※
計画作成に係る各種組織との連携	各種組織（市の内部調整も含む）との調整

※予算の確保ができた場合などの条件付きとなります

<挙手いただくにあたっての参考資料>

①公園区計画の目的

公園区計画は、地域の方々がもつ、「公園でやりたいこと」、「公園がこうあってほしい」といったニーズの実現のため、地域の方々と市が協力し、公園の使い方や管理の内容などについて一緒に考え、ともにその実現をめざして取り組むものです。

- ・ 本市の公園は、市が一律の基準で管理を行っていますが、地域の方々がもつニーズへの対応や個々の公園がもつ潜在能力（ポテンシャル）を発揮していくには限りがあります。
- ・ そのため、地域の方々と市が協力し、地域のニーズに対応した公園の使い方や管理の内容などを一緒に考え実行していくことで、公園でやりたいこと、こうあってほしいという公園像の実現をめざします。
- ・ こうした地域ぐるみの取組を通して、地域コミュニティの活性化や住みよいまちづくりにつながっていくことを期待しています。

《公園へのニーズの例》

令和5年度に実施したアンケート（※）では4,643票の回答があり、次のような意見をいただいています。

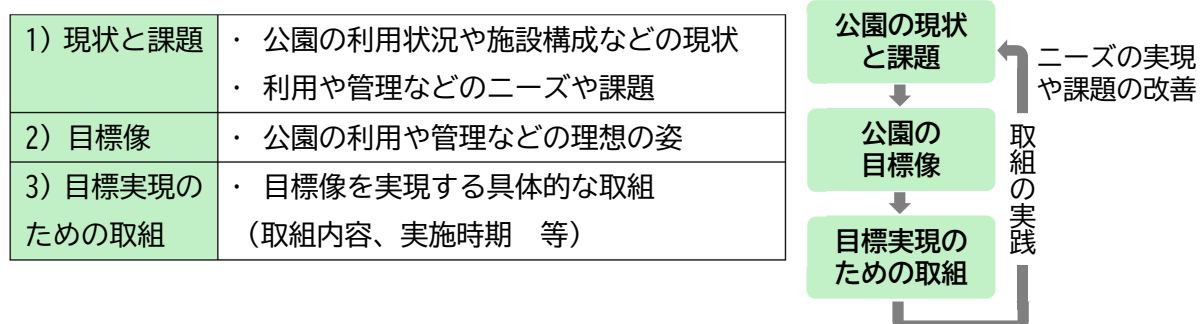
- 子どもたちがのびのび遊べるような公園であって欲しい。
- 時間帯によって公園の使い方を区切るような柔軟なルールがあってもよい。
- ルールがしっかり明示されており、各自がルールを守って利用できたらよいと思う。
- 地域の状況も経年変化があり、状況に対応し公園のあり方を見直していくのがよい。

（※統計的に信頼できるサンプル数で、市民、子育て層の方、子ども向けのアンケートを実施しています。）

②公園区計画の構成イメージ

公園区計画には、1) 地域の公園の現状や課題と、それを踏まえた 2) 地域の公園の目標像、3) 目標実現のための取組（取組内容、実施時期等）などを記載するよう想定しています。

公園区計画の構成要素



③公園区計画の作り方

公園区計画の作り方には、いろいろな方法が考えられますが、市として考える方法には次のようなものがあります。

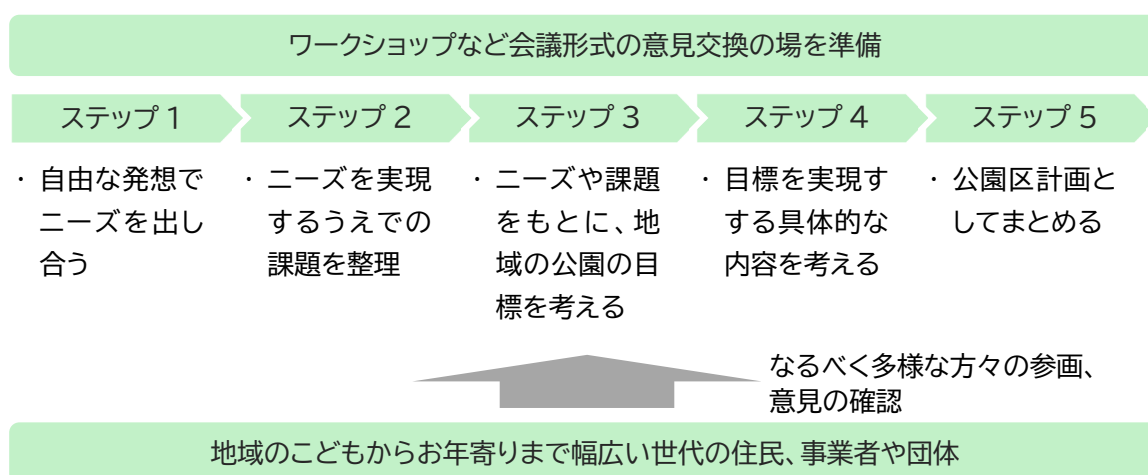
計画作成の際には、地域の多様な方々の参画や意見の確認を行うことが重要です。

※当初は検討しやすいテーマや公園に対象を絞り、将来的に検討の対象を広げていくなどの進め方でも問題ないと考えています。

※下記の作り方イメージは、あくまでも作成の流れの一例にすぎません。各地域の状況にあわせ、進めやすい方法で計画作成に取り組んでいただくものと考えています。

公園区計画の作成のおおよその流れ（イメージ）

- ステップ1 地域の公園でやりたいこと、こうあってほしいといったイメージなど、自由な発想でニーズを出し合います。
- ステップ2 ニーズと地域の公園の現状を見比べて、ニーズを実現するうえでの課題について整理します。
- ステップ3 ニーズや課題をもとに、地域の公園で近い将来こうしたい、こうあってほしいといった目標を考えます。
- ステップ4 目標を実現する具体的な取組内容を考えます（取組内容、役割分担（※）、実施時期など）。
- ステップ5 1～4の内容をもとに、公園区計画としてまとめます。



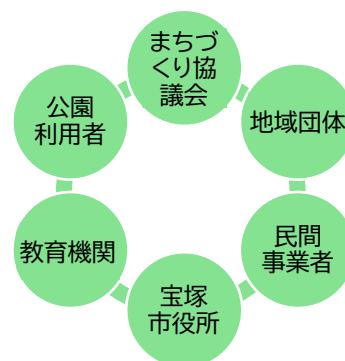
④公園区計画の作成主体とまちづくり協議会の役割

ア) 計画の作成主体

- ・ 公園区計画は、まちづくり協議会、地域住民、公園利用者等と市が参加する公園区計画作成ワーキンググループにおいて検討し、協力して作成することを想定しています。計画案の検討から取りまとめまで、各主体が役割を分担しながら進めます。

公園区計画の作成・推進体制のイメージ

※各主体はあくまでイメージです



イ) 計画作成におけるまちづくり協議会の役割

- ・ 計画作成にあたっては、市や地域住民、公園利用者等と協力しながら、まちづくり協議会には地域内の調整や情報共有などの役割を担っていただくことを想定しています。計画作成の準備段階、計画作成段階、計画作成後の各段階で、下記に示すような役割を担っていただきます。

計画作成に関してまちづくり協議会にお願いしたい役割

計画作成の準備段階

- ワークショップ等の計画作成の場に参加いただく地域の団体や学校、民間事業者等の声がけ先について、市とともに検討をお願いします。
- 計画作成に係る情報の地域への共有をお願いします。（まちづくり協議会の会合やブログ等による共有。市は、HP 等を通じた広報を行います。）

計画作成段階

- ワークショップ等の開催時には、まちづくり協議会から数名程度の出席をお願いします。（1回2時間程度、全3回を想定。可能であれば、出席者を固定し、全回通しの参加が望ましいと考えています。）
- ワークショップ等では、自由な発想で地域の公園の利活用などに関するアイデアをお寄せください。
（会議の進行や資料作成等は市と委託業者で行います。）
- 計画案の作成にあたっては、地域内で意見確認を行い、公園区計画として取りまとめるための調整をお願いします。

計画の作成後

- 作成した計画の内容や今後の取組に係る情報の地域への共有をお願いします。（まちづくり協議会の会合やブログ等による共有。市は、HP 等を通じた情報共有を行います。）
- 地域の中心的な担い手として、計画の実現や継続的な見直しに取り組んでいただくことを期待しています。

令和 8～9年度実施地区の公園区計画作成スケジュール(案)

時期		概要
令和 8 年	7 月 8 日	(まちづくり協議会代表者交流会) 挙手に関するアンケート調査
	8 月 2 1 日	挙手に関するアンケート調査締切
	9 月 9 日	(まちづくり協議会代表者交流会) アンケート調査の結果報告及び今後の進め方の説明 公園区計画を作成いただく地区の仮決定
令和 9 年	1 月 13 日	(まちづくり協議会代表者交流会) 公園区計画を作成いただく地区の決定
	1 月～5 月	公園区計画の作成に向けた準備
	6 月～	公園区計画の作成開始
令和 1 0 年	3 月	公園区計画の作成完了